

北上地区消防組合職員の寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月31日

北上地区消防組合

管理者 北上市長 **管理者署名**

北上地区消防組合規則第16号

北上地区消防組合職員の寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合職員の寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合職員の寒冷地手当支給規則（平成17年北上地区消防組合規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(寒冷地手当の額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 基準日において在職する職員が次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず寒冷地手当の額は、零とする</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(扶養親族が居住する地域)</p> <p>第4条 給与条例第25条第2項の規則で定める地域は、<u>国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に規定する地域（以下「支給地域」という。）</u>とする。</p>	<p>(寒冷地手当の額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 基準日において在職する職員が次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず寒冷地手当の額は、零とする</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に規定する地域（以下「支給地域」という。）</u> <u>以外に勤務する職員</u></p> <p>(扶養親族が居住する地域)</p> <p>第4条 給与条例第25条第2項の規則で定める地域は、<u>支給地域</u>とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。